

宝塚市告示第100号

騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の設定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音について指定地域内における時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成15年4月1日から適用するので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年3月27日

宝塚市長職務代理者
宝塚市助役 坂上元章

記

| 時間の区分 区域の区分 | 昼間 | 朝夕 | 夜間 |
|----------------|------------------|---------------------------------------|----------------------|
| | 午前8時から 午後6時まで | 午前6時から 午前8時まで 午後6時から 午後10時まで | 午後10時から 翌日の午前6時まで |
| 第1種区域 | 50デシベル | 45デシベル | 40デシベル |
| 第2種区域 | 60デシベル | 50デシベル | 45デシベル |
| 第3種区域 | 65デシベル | 60デシベル | 50デシベル |
| 第4種区域 | 70デシベル | 70デシベル | 60デシベル |

〔備考〕第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に掲げる保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に掲げる特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね5.0メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。